

札幌市が行う事業又は事務所に係る労働基準法別表第1各号等の区分表

令和6年4月1日現在
(令和6年3月28日道労働局と合意)

監督機関	労働基準法別表第1号別等	任命権者	事業又は事務所
労働局	第1号	市長	・各水処理センター（各水再生プラザ運転係を含む。）
	第3号	市長	・各区土木部
	第13号	市長	・精神保健福祉センター ・子ども発達支援総合センター（はるにれ学園及び発達医療センターを除く。） ・はるにれ学園 ・発達医療センター ・保健所（食の安全推進課広域食品対策係・市場検査係及び動物愛護管理センターを含む。） ・各保育・子育て支援センター ・各保育園 ・児童相談所家庭支援課一時保護一係、一時保護二係及び一時保護三係 ・各区保健福祉部健康・子ども課
	第15号	市長	・ウェルネス推進部里塚斎場 ・各清掃事務所 ・処理場管理事務所（各処理場を含む。） ・各清掃工場 ・各下水管理センター
人事委員会	第12号	市長	・衛生研究所 ・認定こども園にじいろ ・農業支援センター ・円山動物園
		消防長	・消防学校
		教育委員会	・教育センター ・中央図書館 ・各小学校 ・各中学校 ・各義務教育学校 ・各高等学校 ・開成中等教育学校 ・各特別支援学校 ・各幼稚園
	別表第1各号に該当しない官公署	市長	・本庁市長事務局（スマートシティ推進部、文化部、スポーツ部、ウェルネス推進部（里塚斎場を除く。）、子ども育成部、子育て支援部（各保育・子育て支援センター、各保育園及び認定こども園にじいろを除く。）、子どもの権利救済事務局及びみどりの推進部を含む。） ・職員研修センター ・情報システム部 ・東京事務所 ・各市税事務所 ・児童相談所（家庭支援課一時保護一係、一時保護二係及び一時保護三係を除く。） ・中央卸売市場 ・下水道河川局（事業推進部各下水管理センター及び各水処理センターを除く。） ・各区（各土木部及び各保健福祉部健康・子ども課を除く。）
消防長		・消防本部（総務部消防学校を除く。） ・各消防署	
教育委員会		・教育委員会事務局（学校教育部教育センター及び中央図書館を除く。）	
選挙管理委員会		・選挙管理委員会事務局	
人事委員会		・人事委員会事務局	
代表監査委員		・監査事務局	
市議会議長		・議会事務局	

備考 この表に掲げていない事業所又は事務所であって第12号又は別表第1各号に該当しない官公署の事業を行うものについては、直近上位の組織に含まれる。